

## 令和元年第6回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月10日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和元年12月10日	午前10時00分
	散 会	令和元年12月10日	午前10時34分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名                      欠 席 0 名                      欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

12番	喜 納 政 樹	13番	宮 城 達 彦
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	伊野波 盛 二
教 育 長	仲宗根 清 二	会計管理者兼会計課長	上 間 辰 巳
総 務 課 長	仲宗根 章	企画商工観光課長	屋富祖 良 美
住 民 課 長	平安山 良 信	福 祉 課 長	松 本 一 也
健康づくり推進課長	崎 原 誠	建 設 課 長	宮 城 忠
農 林 水 産 課 長	安 里 孝 夫	上 下 水 道 課 長	新 里 一 成
教育委員会事務局長	有 銘 高 啓		

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	宮 城 健	主 事	仲宗根 農
---------	-------	-----	-------

# 議 事 日 程

12月10日（火） 1 日 目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第17号	専決処分の報告について（瀬底島一周線道路改良工事〈その2〉） (報 告)
6	議案第48号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について (議案説明)
7	議案第49号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
8	議案第50号	本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定に ついて (議案説明)
9	議案第51号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関 係条例の整備に関する条例の制定について (議案説明)
10	議案第52号	本部町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一 部を改正する条例の制定について (議案説明)
11	議案第53号	本部町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について (議案説明)
12	議案第54号	本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第55号	令和元年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)
14	議案第56号	令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
15	議案第57号	本部町監査委員の選任同意について (議案説明)
16	議案第58号	令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算について (議案説明)

○ 議長 石川博己 ただいまから令和元年第6回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって12番 喜納政樹議員及び13番 宮城達彦議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間にします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から12月13日までの4日間に決定しました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書をお配りしたとおりでございますが、その中から抜粋して説明をさせていただきます。

令和元年10月10日木曜日、沖縄県町村議会議長会定例理事会及び定例総会が自治会館で行われました。議事として、沖縄県市町村自治会館管理組合議会議員の一般選挙についてと、その中で選出されました私、本部町議会議長石川博己が選出をされております。平成30年度沖縄県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算認定、今後の事業日程等が審議採決されました。なお、資料につきましては、事務局のほうに保管をしておりますのでごらんになっていただきたいと思います。

10月31日木曜日、北部広域市町村圏事務組合議会第54回臨時会が北部会館で行われ、議事として、令和元年度北部広域ネットワーク機能強化事業工事請負契約についてと、北部広域市町村圏事務組合事務局会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてが審議採決されております。なお、令和元年度北部広域ネットワーク機能強化事業工事については、これは名桜大学で行われている事業でございますので、工事請負契約でございます。資料につきましては、前例と一緒に事務局で保管をしております。

11月12日火曜日、第38回離島振興市町村議会議長全国大会が東京で開催されました。離島振興の促進を含む14の決議と離島航路・航空路支援法の早期制定を求める特別決議が審議採決されました。

翌13日水曜日、第63回町村議会議長全国大会が開催され、東日本大震災からの復興を含む28の決議と地域からの要望として、高規格幹線道路等の整備、空港の整備促進においては、那覇空港第2滑走路の早期完成・早期運用開始が要望されました。

11月22日金曜日、さとうきび政策確立沖縄県農業代表者大会が南風原町で開催されました。要請決議として、糖価調整制度の堅持と財源確保についてを含む6件の決議がなされました。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書がお手元に

配りしたとおり提出されています。朗読は省略します。

これも議長の諸般の報告と一緒ですのでよろしく願いいたします。

日程第4. 町長の行政報告を行います。町長。

○ **町長 平良武康** 皆さんおはようございます。町長の行政報告を行います。令和元年9月1日から11月30日までの間の主な事項についてを報告いたします。

お手元の資料で、主な内容を報告させていただきます。9月4日に本部高校に足を運びまして、激励訪問ということで学校経営の運用状況、そして学校の緒活動等についての取り組みをお聞きしながら、当方からは本部高校を地元の高校として、これまで以上に支援もしながら活性化していこうということで激励訪問しております。

13日に行きまして、伊豆味の豊年祭がございましたけれども、小さい集落ですけれども、とてもみんなわきあいあいと、そして伝統行事を盛り上げていこうといったようなことで活況に呈している状況を見て、これからの地域づくりを、これまで以上に支援していこうという思いを新たにしたところであります。なお、議会議員が先頭になって集落づくりもつかさどっているというようなこの状況を見たときに、とても感動を受けました。

27日に本部町産のヤギカレーというのが町内企業によって商品化されまして、それをアピールするための、いわゆる記者発表会をやりまして、販促活動、町政としてのトップセールスという位置づけの中でそういうことをやっております。

10月に行きまして、1日に建設業者会との災害協定の再締結ということでやっておりますけれども、役場災害対応等の災害があったときに、建設業者と役場の各課が個々に情報を流しながら対応するといったようなことではなくて、役場総務課を通して、一元的に災害の箇所を集約し、そして建設業者の業者会の、いわゆる組織としての取り扱いの中でより迅速に、そしてより公平にといったようなことで、その災害対策を展開していこうというようなことで、その取り決めを新たにやったところでございます。

2日ですけれども、内閣府のほうに要請を展開しております。本部半島のいわゆる多機能観光施設、観光支援施設の予算配分が遅れているというようなことで、その要請に行っております。

そしてその翌日ですけれども、県の港湾課のほうにゲンティン香港社との覚書の早期締結をやっていただきたいということで、県のほうにもさらに、その早期締結というものが予算配分的前提になるといったようなことがありますので、その要請に県のほうに行っております。

めぐりまして、10月18日ですけれども、みなとオアシスの全国協議会の総会が新潟県の佐渡のほうでありましたけれども、港を中心とした地域づくりを展開していく、そういった市町村の全国協議会がありまして、そこの中で港づくりについての、いわゆる意見交換を全国の皆さんとやってきたところであります。

23日に行きまして、沖縄県の港湾を考える意見交換会、これは東京のほうでございましたけれども、県選出の国会議員の先生方を含めて、港湾を抱えている市町村の首長とで意見交換会を実施しております。我がほうの意見としては、本部港については、本部だけではなくして、北部全

体の重要拠点港湾ですということで、北部全体をカバーする港湾ですというようなことの位置づけで今後港湾の整備を図ってもらいたいと、予算の獲得をしていただきたいというような、そういう意見を出しております。

27日に那覇市近郊在住の本部郷友会の運動会がございました。大道小学校の学校を借り切って運動会をできるだけのパワーが郷友会にあって、非常にいいなということで、参加人数が少なくなつたとはいえ、相当の、まだ郷友会活動としての力があるということを感じております。

11月に行きます。6日に治水の全国促進協議会がありました。特に特徴的なものとしては、全国的に自然災害、河川等による自然災害が多いということで、その河川の強靱化ということの予算の確保についてを要望、要請していくという内容が特徴的でございました。

めぐりまして、14日に県の環境部長のほうへ赤土対策の要請ということで要請活動を展開しております。赤土対策についてはこれまで以上に県の条例にのっとり、その指導対応について強化してもらいたいという旨の要請を部長のほうにしております。なお、議会の崎山副議長も一緒に同行して、要請してございます。

18日に農業農村整備事業に関する意見交換会、これは農水省と内閣府も一緒になっての意見交換会でしたが、本部町としては、特に古い、昭和の時代にできた古い農業施設、水の施設とか辺名地のダムなどもあります。それから具志堅のかん水施設などがありますけれども、そういう古い施設の老朽化に伴う改築というものがとても重要なので、そういうものの予算確保について特段の配慮を願いたいという要望、意見を出しております。

27日に全国町村長大会がございました。そして28日に観光所在市町村の総会、そして内閣府への予算の要請について、再度私のほうとしては実施しております。さらに北部全体の北部市町村長としては北部振興策事業のこれまでの事業の取り組みに対するお礼とこれからの事業継続の要望、要請についてを展開しております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○ **議長 石川博己** これで町長の行政報告を終わります。

日程第5. 報告第17号 専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 令和元年第6回本部町議会定例会におきまして、1件の報告と11件の議案を提出してございます。その内訳は、専決処分の報告が1件、地方自治法など関係法令の改正に伴う条例の制定及び一部改正の議案が7件、令和元年度補正予算の議案が3件、監査委員の選任同意の議案が1件となっております。説明に当たりましては、副町長及び担当課長が説明を行いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ **議長 石川博己** 建設課長。

○ **建設課長 宮城 忠** 報告第17号についてご説明いたします。

報告第17号 専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定に基づき報告する。記、令和元年第2

回本部町議会（定例会）で議案第24号をもって議決された瀬底島一周線道路改良工事（その2）に係る請負代金額の契約変更について。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いします。専決処分書。工事請負契約について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、瀬底島一周線道路改良工事（その2）について、契約金額「5,665万円」を「6,160万円」に変更し改定契約を締結する。令和元年11月13日、本部町長 平良武康。ちなみに495万円の増額になっております。

次のページ、変更箇所対照表をお願いします。土工の数量の増減の変更と排水工3カ所の変更になります。

次のページ、報告第17号資料をごらんください。赤の点線で囲まれているところが工事場所になっておりまして、排水工は小さな青文字で④、⑤、⑥のラインです。総延長は568メートルとなっております。以上で説明を終わります。

○ 議長 石川博己 質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第17号 専決処分の報告についてを終わります。

日程第6．議案第48号 職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第48号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を定めるため、この条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ 議長 石川博己 議長のほうから訂正をお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての中で、先ほど「休憩」と読み上げたところを訂正したいと思いますので、よろしくお願いをします。

提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第7．議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第49号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方

自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長平良武康。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定に基づき、職員の給与に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ 議長 石川博己 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第8. 議案第50号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第50号 本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。本部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ 議長 石川博己 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第9. 議案第51号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第51号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長平良武康。

提案理由、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正による法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ 議長 石川博己 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第10. 議案第52号 本部町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 仲宗根 章 議案第52号 本部町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関



する条例の一部を改正する条例の制定について。本部町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、沖縄県人事委員会勧告による給与改定及び会計年度任用職員制度の導入に伴い、本部町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。以上です。

○ 議長 石川博己 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第11. 議案第53号 本部町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民課長。

○ 住民課長 平安山良信 議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号 本部町印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。本部町印鑑登録及び証明に関する条例及び本部町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、令和元年12月14日に施行されることに伴い、本部町印鑑登録及び証明に関する条例及び本部町下水道条例から成年被後見人等を削除する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ 議長 石川博己 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第54号 本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 新里一成 議案第54号 本部町水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。本部町水道給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令が令和元年10月1日に施行されたことに伴い、本条例もあわせて改正する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

○ 議長 石川博己 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第55号 令和元年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 仲宗根 章** 議案第55号 令和元年度本部町一般会計補正予算について。令和元年度本部町一般会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。以上です。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第56号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 崎原 誠** 議案第56号 令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和元年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第15. 議案第57号 本部町監査委員の選任同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** 議案第57号についてを説明いたします。

本部町監査委員の選任同意について。本部町監査委員に下記の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。記、住所、沖縄県国頭郡本部町字健堅395番地。氏名、城間照夫。生年月日、昭和23年8月8日生まれ。令和元年12月10日提出、本部町長平良武康。

提案理由、令和2年2月23日をもって、本部町監査委員が任期満了することに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員を選任し、議会の同意を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

2枚目のほうをめくりまして、略歴をごらんいただきたいと思います。

そしてさらに、その次の2ページのほうに根拠法令がございますので、お目通しいただきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ **議長 石川博己** お諮りします。本案件は、人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって質疑、討論は終了しました。

議案第57号 本部町監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。議案第57号 本部町監査委員の選任同意については、原案のとおり同意

されました。

日程第16. 議案第58号 令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 新里一成** 議案第58号 令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算について。令和元年度本部町公共下水道特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和元年12月10日提出、本部町長 平良武康。

○ **議長 石川博己** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午前10時33分）

再開します。

再 開（午前10時34分）

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前10時34分）